

介護終身保険(認知症加算型)(無配当)

一生涯にわたる介護や認知症の保障を 確保できる保険です。

特長

公的介護保険制度において「要介護21以上と認定された場合、 介護年金をお支払いします。

被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当した場合、または、 満65歳未満の被保険者が、当社所定の要介護状態となり支払事由に該当した 場合、介護年金をお支払いします。

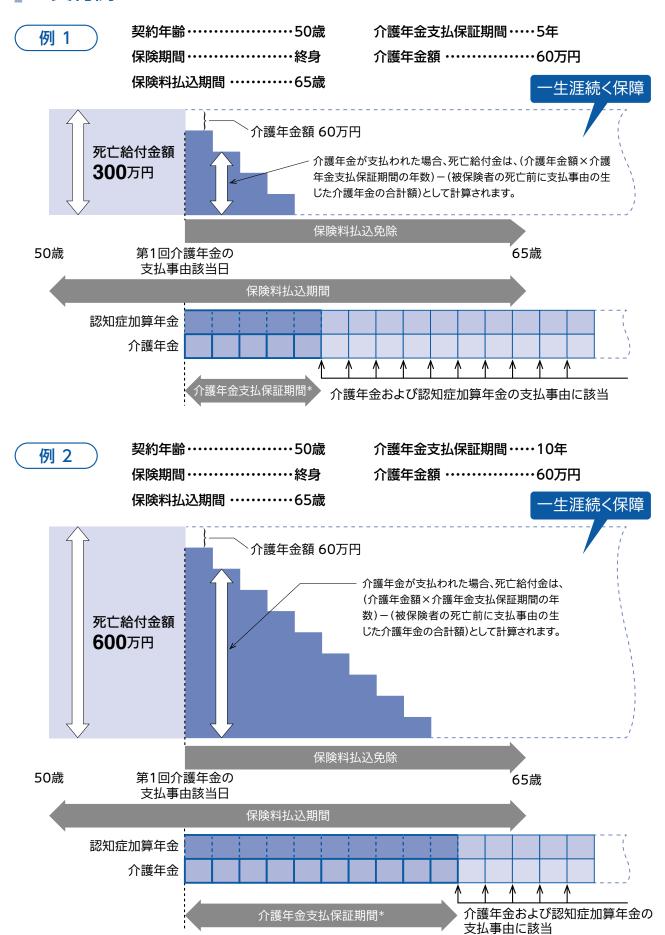
- 2 当社所定の重度の認知症に該当した場合、 介護年金に加えて認知症加算年金(介護年金額と同額)を お支払いします。
- 発力を表示した場合は、死亡給付金をお支払いします。
- ▲ 安心の介護保障が一生涯続きます。 保障は一生涯にわたるため、何歳で支払事由に該当されても介護年金をお支払い します。
- 5 第1回介護年金をお支払いした場合は、以後の保険料のお払 込みを免除します。

要介護状態が回復し、第2回以後の介護年金の支払事由に該当されない場合で も、保険料のお払込みは必要ありません。

P6へ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。



『ご契約例



* 介護年金支払保証期間はご契約時に、5年または10年から選択できます。

■年金のお支払いについて

介護年金および認知症加算年金の支払事由について(詳しくは「ご契約のしおり・約款」 をご覧ください)

給付の名称	支払事由	
	第1回介護年金 被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ① 公的介護保険制度による要介護2以上に該当していると認定されたとき ② 満65歳未満の被保険者が、当社所定の要介護状態に該当し、その状態が継続して180日以上あると医師によって診断確定されたとき	
介護年金	第2回以後の介護年金 (1) 介護年金支払保証期間中 第1回介護年金が支払われた場合で、被保険者が介護年金支払応当日におい て生存しているとき	
	(2) 介護年金支払保証期間経過後 第1回介護年金が支払われた場合で、被保険者が介護年金支払応当日におい て、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、第1回 介護年金の支払事由中の①または②に該当した場合	
	(被保険者が満65歳以上の場合、第1回介護年金の支払事由中の②に該当しても、支払われません。ただし、直前の介護年金が、②に該当したことにより支払われていたときは、満65歳以上の場合でも②を準用し、第2回以後の介護年金をお支払いします。)	
	第1回認知症加算年金 介護年金の支払事由に該当した被保険者が、第1回介護年金の支払事由に該当 した日または介護年金支払応当日において、責任開始期以後に発生した傷害ま たは発病した疾病を原因として、当社所定の重度の認知症に該当したとき	
	第2回以後の認知症加算年金	
認知症加算年金	(1) 介護年金支払保証期間中 第1回認知症加算年金が支払われた場合で、被保険者が介護年金支払応当日に おいて生存しているとき	
	(2) 介護年金支払保証期間経過後 第1回認知症加算年金が支払われた場合で、介護年金の支払事由に該当した被 保険者が介護年金支払応当日において、責任開始期以後に発生した傷害また は発病した疾病を原因として、当社所定の重度の認知症に該当したとき	

▶介護年金のお支払対象となる『要介護状態』について

■ 当社所定の要介護状態

対象となる当社所定の要介護状態とは、つぎのいずれかに該当した状態をいいます。

● 機能障害による要介護状態

下表の①または②のいずれかが「全部介助または一部介助の状態」に該当し、かつ、下表の③~⑥のうち、「2項目に該当する場合、1項目が全部介助、かつ、他の1項目が全部介助または一部介助の状態」または「3項目以上に該当する場合、全部介助または一部介助の状態」に該当して他人の介護を要する状態

● 認知症による要介護状態

器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、下表の①~⑥のうち、いずれかが「全部介助または一部介助の状態」に該当して、他人の介護を要する状態

	定義	全部介助の状態の例	一部介助の状態の例
① 歩行	立った状態から、5m以上 歩行できるかどうか。	何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。必ず車椅子を使用している。寝たきり状態。	杖や歩行器を使用しなければ 歩行できない。誰かに支えられなければ歩行 できない。
② 寝返り	身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	● 何かにつかまっても1人で寝返 りができない。	ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
③ 入浴	浴槽の出入りと洗身がで きるかどうか。	浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。洗身をすべて介助者が行っている。	浴槽の出入りのとき、介助者が 支えたりしなければならない。体の一部の洗身を介助者が 行っている。
④ 排せつ	排せつと排せつ後の後始 末ができるかどうか。	常時オムツに依存している。排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	排せつ後のふき取りが1人でできなかったり、できても不十分なため、介助者が援助している。
⑤ 食事の 摂取	眼前に用意された食べ物 を食べることができるかど うか。	 ● 介助がなければ1人ではまった くできない。	● 食器や食物等を工夫しても、介 助がなければ困難(小さく切 る、ほぐす等の介助を含む)。
⑥ 衣服の 着脱	眼前に用意された衣服を 着ることができ、かつ、脱 ぐことができるかどうか。	 ● 介助がなければ1人ではまった くできない。	● 一部は1人でできるが、介助が なければすべてを行うことは 困難。

■ 公的介護保険制度の要介護2以上の状態

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。「公的介護保険制度の要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

要介護2	要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態 (当該状態に相当すると認められないものを除く)またはこれに相当すると認められる状態		
要介護3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態 (当該状態に相当すると認められないものを除く)またはこれに相当すると認められる状態		
要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態 (当該状態に相当すると認められないものを除く)またはこれに相当すると認められる状態		
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態 (当該状態に相当すると認められないものを除く)またはこれに相当すると認められる状態		

認知症加算年金のお支払対象となる 『重度の認知症』について

対象となる当社所定の重度の認知症とは、器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態にお いて見当識障害があり、かつ、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準(平成5年10月26日老健 第135号厚生省老人保健福祉局長通知)のランクⅢ以上の状態」に該当した状態をいいます。

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例	
Ш	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ介護を必要とする。	着替え、食事、排泄が上手にできない、時間がかかる。	
Ша	日中を中心として上記皿の状態が見られる。		
Шb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不	
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	潔行為、性的異常行為等	
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患 が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状 や精神症状に起因する周辺症状が継続する状態等	



- お客さまの年齢・職業・過去のご契約歴などによっては、記載のご契約内容ではお申込みできない 場合や制限させていただく場合があります。詳細はライフプランナーまでお問い合わせください。
- 介護年金のお支払いについて
 - ・介護年金支払保証期間中は、年単位の介護年金支払応当日に被保険者が生存しているとき、 介護年金を支払います。
 - ・介護年金支払保証期間経過後において、当社所定の要介護状態(P4をご覧ください)または公的 介護保険制度の要介護2以上の状態から回復した場合には、介護年金のお支払いを中断します。
- 認知症加算年金のお支払いについて

介護年金支払保証期間経過後において、認知症加算年金の支払事由(P3をご覧ください)に該当 しない場合には、認知症加算年金のお支払いを中断します。

- 認知症加算年金の支払事由に該当する場合でも、介護年金が支払われないときは、認知症加算 年金をお支払いしません。
- 所定の計算方法で計算した死亡給付金の支払額が負または零となる場合には、死亡給付金はあり ません。
- この保険の解約返戻金額は、死亡給付金額を上限とします。また、介護年金の支払事由発生以後、 解約はできません。

ご契約の際には、「契約概要」、「注意喚起情報」および 「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- ●「契約概要」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を 記載したものです。
- ●「注意喚起情報」は、ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項 (クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、 生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性 について等)を記載したものです。
- ●「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項および保険 契約者に必要な保険の知識を記載したものです。

「ご契約のしおり・約款」は当社ホームページ

(https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/yakkan/)上 でいつでもご覧いただけます。

保険種類をお選びいただく際には、

「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は、「保険種類のご案内」に記載されている介護保険(介護終身保険 (認知症加算型))です。「保険種類のご案内」は当社のライフプランナーが 携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

■生命保険募集人について

当社のライフプランナー(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険 契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。した がいまして、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して 当社が承諾したときに有効に成立します。

■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「『告知書』記入上のご注意」をご一 読いただき、告知書へご記入ください。

■取引時確認について

ご契約のお申込みに際しては、お客さまの本人特定事項、取引を行う 目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者等 を確認させていただきます。

■個人情報のお取扱いについて

お客さまよりお預かりしております個人情報については、当社の「個人 情報保護方針」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社の ホームページ(https://www.prudential.co.jp/)をご覧ください。

■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに 公開しておりますのでご確認ください。

■記載のお取扱いについて

記載のお取扱いは2023年6月現在における当社でのお取扱いによる もので、将来変更となることがあります。

プルデンシャル生命がお届けするのは、すべてオーダーメイドの生命保険です。 お客さまお一人おひとりの状況、ニーズに合わせた保障プランをライフプランナーが設計します。 保険商品の詳細は、「ご契約のしおり・約款」等とあわせてライフプランナーよりご案内します。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 インターネットホームページ https://www.prudential.co.jp/ 保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する照会・ご不満等に つきましては、下記またはライフプランナーへお問合わせください。

カスタマーサービスセンター **0120-810740** (通話料無料)

※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください